

生駒市条例第16号

生駒市人権文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市人権文化センター条例の一部を改正する条例

生駒市人権文化センター条例（平成14年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

生駒市人権文化センター別館	生駒市小平尾町1548番地1
---------------	----------------

別表中	「	教養講話室	を	「	人権文化	教養講話室
	調理室	センター		調理室		
	クラブ室			クラブ室		
	和室			和室		
	」			」		

に改め、同表に次のように加える。

人権文化センター別館	200円	200円	300円
------------	------	------	------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

（生駒市立老人憩の家条例の廃止）

2 生駒市立老人憩の家条例（昭和46年7月生駒市条例第13号）は、廃止する。